

差別解消に関する考え方の整理と手法の検討について

資料 1

障がい者を理由とする差別(参考)

障がい者以外

25年度の取組み

- 平成25年11月に大阪府障がい者施策推進協議会 差別解消部会を設置。
- 障がい者団体からの募集、ホームページによる一般公募、大阪府及び市町村を通じた相談事例募集により、差別と思われる事例を収集(552件)。

《これまでの議論の整理 (26年3月)》

○ガイドライン(何が差別に当たるのかについての共通の物差し)について

- Ⅰ 対象分野は、府民生活に深く関わる8分野(公共交通機関、商品・サービス、住宅、医療、雇用 等)
- Ⅰ 「障がい」「差別」「合理的配慮」等の概念は、障害者差別解消法等、国の考え方に準拠
- Ⅰ 収集事例をもとに、不当な差別的取扱いと「正当な理由」、合理的配慮と「過度の負担」等について議論
- Ⅰ 啓発、あるいは、啓発にとどまらず規範性を持たせるなど、ガイドラインの機能について議論

○相談、紛争の防止・解決の体制整備について

- Ⅰ 府・市町村における既存の相談事業や、新たな紛争解決機関の必要性等について議論

- 平成25年11月に、差別解消方策に関する庁内検討ワーキングを設置。
- 庁内相談機関、市町村、大阪府人権協会を通じて、差別的取扱い等の事例を収集(269件)。
- 事例収集とあわせて、現行制度等での対応状況や、判例等を整理。

人権課題／分野別に、整理表にとりまとめ

今後の取組み

○方向性

- 「何が差別に当たるのか」及び「正当な理由があるとき」の一般論化、望ましい合理的配慮の事例について分野別に議論
- ガイドラインの位置づけについて議論
- 相談、紛争の解決・予防の体制の具体的なあり方について議論

○平成26年度～

- 差別解消部会
- 5月～7月 ガイドラインの内容、位置づけ
- 7月～9月 相談、紛争の解決・予防の体制等

9月頃 部会による「提言」取りまとめ

26年度内 ガイドラインの策定

《参考》国のスケジュール

- 基本方針(閣議決定) 9月頃(予定)
- 対応指針(主務大臣が策定) 26年度中(予定)

○方向性

- ①障がい者ガイドラインの、他の人権課題への応用可能性を検討
- ②様々な人権課題に対応するため、個別の人権課題ごとではなく、人権課題横断的なガイドラインとしてとりまとめ
- ③私人(個人)の行為については、ガイドラインの検討とは別に、啓発を通じて対応

○平成26年度～

有識者会議を設置するとともに、当事者団体や事業者団体等にヒアリングを行いながら、障がい者ガイドラインの応用可能性を検討。

